

申請日 2026 年 9 月 16 日

一般社団法人 資産運用業協会
会長 殿

(商号又は名称) ニューバーガー・バーマン株式会社

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2026 年 6 月末現在)

資本金	:	128,000,000 円
発行可能株式総数	:	100,000 株
発行済株式総数	:	460 株
過去 5 年間ににおける主な資本金の増減	:	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関 (2026 年 6 月末現在)

委託会社の機関として、株主総会、取締役会のほか経営委員会および監査役を設けています。

・株主総会

定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に召集します。臨時株主総会は、必要に応じて召集します。

・取締役会

委託会社の業務遂行の意思決定機関として取締役会を置き、その運営は取締役会規則によります。取締役会は定期的に（少なくとも 3 か月に 1 回以上）開催します。但し、必要に応じ随時開催することができます。

・経営委員会

取締役による委託会社の業務遂行を補助する下部組織として、経営委員会を設置しています。経営委員会は取締役会の授権に基づき、委託会社の業務全般に係る意思決定を行います。経営委員会は原則として月に 1 回開催します。また、必要に応じて委員長は臨時経営委員会を招集することができます。

・監査役

監査役は、取締役会による委託会社の業務遂行を監査します。

(3) 運用の意思決定プロセス (2026 年 6 月末現在)

委託会社では、投資商品本部において本邦投資家の資金の性格・リスク許容度に応じた投資方針、運用戦略などのデューデリジェンスを行い、同本部、機関投資家営業本部、ウェルス営業本部、投資管理部、商品開発部、法務部、コンプライアンス部およびリスク管理部をもって構成される投資運用小委員会においてかかるデューデリジェンスの結果をレビューし、承認するプロセスを採用しています。委託会社の各部署と海外拠点が相互に連携し、緊密な連絡を通じて、投資家の資産管理の徹底を図っています。

2. 事業の内容及び営業の概況

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言・代理業務を行なっています。
- ・2026 年 6 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	40	1, 565, 630
単位型株式投資信託	78	311, 459
合計	118	1, 877, 090

3. 委託会社等の経理状況

- ・委託会社であるニューバーガー・バーマン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という）第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

- ・財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ・当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）の財務諸表及び中間会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 2 月 27 日

ニューバーガー・バーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 18 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業

として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRL データは監査の対象には含まれておりません。

(1)貸借対照表

(単位:千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	1,790,810	2,157,684
前払費用	81,379	77,516
未収委託者報酬	712,118	768,902
未収運用受託報酬	384,843	459,391
未収投資助言報酬	41,140	42,745
未収収益	152,811	66,186
関係会社未収入金	※1 1,108,536	※1 747,211
立替金	91,107	102,040
未収還付法人税等	-	475,531
その他の流動資産	-	249
流動資産計	4,362,747	4,897,460
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	285,680	285,680
器具及び備品	214,761	232,086
リース資産	7,366	7,366
減価償却累計額	△299,628	△335,453
有形固定資産計	208,180	189,680
投資その他の資産		
関係会社株式	137,550	237,550
出資金	25,000	80,000
投資有価証券	1,344,321	1,295,887
従業員長期貸付金	137,492	75,953
差入保証金	273,319	265,995
繰延税金資産	705,656	632,662
投資その他の資産計	2,623,339	2,588,049
固定資産計	2,831,520	2,777,729
資産合計	7,194,267	7,675,190

(単位:千円)

科目	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)
(負債の部)		
流動負債		
未払手数料	19,929	34,487
関係会社未払金	※1 176,554	※1 255,046
未払費用	75,004	96,768
未払賞与	1,813,187	1,951,544
未払法人税等	727,923	-
未払消費税等	73,052	54,535
預り金	309,603	264,441
デリバティブ債務	※1 352,610	※1 145,030
リース債務	1,473	1,474
流動負債計	3,549,339	2,803,329
固定負債		
退職給付引当金	109,482	109,761
賞与引当金	382,613	401,160
デリバティブ債務	※1 8,856	※1 354,372
リース債務	2,212	737
固定負債計	503,165	866,031
負債合計	4,052,505	3,669,361
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	128,000	128,000
資本剰余金		
資本準備金	128,000	128,000
資本剰余金計	128,000	128,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,881,809	3,741,610
利益剰余金計	2,881,809	3,741,610
株主資本計	3,137,809	3,997,610
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	248,593	250,892
繰延ヘッジ損益	△244,641	△242,674
評価・換算差額等計	3,952	8,218
純資産合計	3,141,762	4,005,828
負債・純資産合計	7,194,267	7,675,190

(2) 損益計算書

(単位:千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
営業収益		
業務受託報酬	※1 5,068,109	※1 1,986,026
委託者報酬	1,665,725	1,691,464
運用受託報酬	※1 1,040,428	※1 1,212,419
投資助言報酬	157,514	145,753
その他営業収益	※1 152,807	※1 191,132
営業収益計	8,084,584	5,226,796
営業費用		
支払手数料	56,176	72,046
広告宣伝費	31,951	37,552
調査費	155,227	118,207
委託計算費	65,778	58,615
通信費	15,649	18,382
印刷費	13,212	16,451
協会費	7,832	7,582
図書費	11,804	12,548
諸会費	4,273	4,640
営業費用計	361,905	346,027
一般管理費		
役員報酬及び給料手当	1,451,863	1,528,234
賞与	2,140,543	2,272,784
その他給与	※1 1,650,257	※1 △1,061,090
法定福利費	180,930	183,565
福利厚生費	36,460	35,777
退職給付費用	68,571	71,765
交際費	53,439	57,033
寄付金	2,332	2,900
旅費交通費	64,940	71,883
租税公課	83,801	50,744
不動産賃借料	295,141	295,141
不動産関係費	20,199	21,237
減価償却費	38,983	35,948
敷金償却費	6,600	6,600
業務委託費	135,440	159,580
消耗品費	7,749	8,152

(単位:千円)

科目	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
備品費	2,373	1,194
銀行手数料	2,584	2,443
採用費	18,220	44,861
保険料	50,719	46,352
教育費	3,093	3,253
会議費	4,768	7,898
諸経費	1,109	1,223
一般管理費計	6,320,124	3,847,487
営業利益	1,402,554	1,033,281
営業外収益		
受取利息	※1 6,194	※1 19,013
受取配当金	1,450	126
投資有価証券売却益	-	235,068
投資有価証券運用益	21,633	129,142
雑収入	7,529	1,518
営業外収益計	36,808	384,868
営業外費用		
支払利息	3	2
為替差損	32,250	12,509
デリバティブ取引売却損	-	234,080
デリバティブ取引評価損	8,856	136,174
雑損失	386	25
営業外費用計	41,496	382,790
経常利益	1,397,866	1,035,359
特別損失		
固定資産除却損	-	54
特別損失計	-	54
税引前当期純利益	1,397,866	1,035,305
法人税、住民税及び事業税	1,060,027	104,548
法人税等調整額	△85,957	70,955
当期純利益	423,796	859,800

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,458,013	2,714,013
当期変動額				
当期純利益			423,796	423,796
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	423,796	423,796
当期末残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809

(単位:千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	135,910	△133,465	2,445	2,716,459
当期変動額				
当期純利益				423,796
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	112,682	△111,175	1,506	1,506
当期変動額合計	112,682	△111,175	1,506	425,303
当期末残高	248,593	△244,641	3,952	3,141,762

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	2,881,809	3,137,809
当期変動額				
当期純利益			859,800	859,800
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	859,800	859,800
当期末残高	128,000	128,000	3,741,610	3,997,610

(単位:千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	248,593	△244,641	3,952	3,141,762
当期変動額				
当期純利益				859,800
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	2,299	1,967	4,266	4,266
当期変動額合計	2,299	1,967	4,266	864,066
当期末残高	250,892	△242,674	8,218	4,005,828

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております

リミテッド・パートナーシップへの出資

リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

器具及び備品 3～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 業務受託報酬

・ 当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問及び投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回又は年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

投資顧問契約に基づき、一定額又は契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回又は年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回又は年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) その他営業収益

ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 トータル・リターン・スワップ

ヘッジ対象 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
関係会社未収入金	1,108,536	747,211
関係会社未払金	176,554	255,046
デリバティブ債務(流動負債)	352,610	145,030
デリバティブ債務(固定負債)	8,856	354,372

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
業務受託報酬	5,068,109	1,986,026
運用受託報酬	7,378	238,590
その他営業収益	2,459	77,965
その他給与	1,602,750	△1,105,514
受取利息	6,194	17,815

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおり、自社が運用する投資信託等の商品性維持等を目的として、当該投資信託等を保有しております。保有する自社運用の投資信託等に係る将来の為替及び価格の変動リスクの軽減を目的として、投資信託等の保有残高の範囲内でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

資金調達については、親会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であります。信託財産は、受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

同じく営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資顧問契約又は投資助言契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。これらは、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。また、顧客から運用受託者に直接支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

商品性維持等を目的として保有している自社運用の投資信託等については、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分をトータル・リターン・スワップ取引によりヘッジしております。トータル・リターン・スワップ取引の相手先は、親会社に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	877,097	877,097	-
資産計	877,097	877,097	-
デリバティブ取引 ※3	△361,467	△361,467	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	137,550
出資金	25,000
リミテッド・パートナーシップ持分	467,223

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

※4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,790,810	-	-	-
未収委託者報酬	712,118	-	-	-
未収運用受託報酬	384,843	-	-	-
未収投資助言報酬	41,140	-	-	-
未収収益	113,398	39,413	-	-
関係会社未収入金	1,108,536	-	-	-
立替金	91,107	-	-	-
従業員長期貸付金	-	137,492	-	-
合計	4,241,955	176,905	-	-

※5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,473	1,474	737	-	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	699,521	699,521	-
資産計	699,521	699,521	-
デリバティブ取引 ※3	△499,403	△499,403	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未収還付法人税等、未払手数料、関係会社未払金、未払賞与、未払費用、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	237,550
出資金	80,000
リミテッド・パートナーシップ持分	596,366

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

※4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,157,684	-	-	-
未収委託者報酬	768,902	-	-	-
未収運用受託報酬	459,391	-	-	-
未収投資助言報酬	42,745	-	-	-
未収収益	66,186	-	-	-
関係会社未収入金	747,211	-	-	-
立替金	102,040	-	-	-
未収還付法人税等	475,531	-	-	-
従業員長期貸付金	-	75,953	-	-
合計	4,819,694	75,953	-	-

※5 リース債務の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,474	737	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 その他	-	877,097	-	877,097
資産計	-	877,097	-	877,097
デリバティブ取引 株式関連	-	△361,467	-	△361,467
負債計	-	△361,467	-	△361,467

※ 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 その他	-	699,521	-	699,521
資産計	-	699,521	-	699,521
デリバティブ取引 株式関連	-	△499,403	-	△499,403
負債計	-	△499,403	-	△499,403

※ 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 子会社株式(2024年12月31日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	137,550
合計	137,550

2. その他有価証券(2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	875,205	516,690	358,514
	小計	875,205	516,690	358,514
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,892	2,100	△207
	小計	1,892	2,100	△207
合計		877,097	518,790	358,307

※ 出資金及びリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 子会社株式(2025年12月31日)

市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	237,550
合計	237,550

2. その他有価証券(2025年12月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	697,736	331,148	366,587
	小計	697,736	331,148	366,587
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,785	2,000	△214
	小計	1,785	2,000	△214
合計		699,521	333,148	366,373

※ 出資金及びリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	394,446	235,074	6
合計	394,446	235,074	6

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータル・リターン・スワップ取引	445,590	445,590	△8,856	△8,856
合計		445,590	445,590	△8,856	△8,856

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータル・リターン・スワップ取引	445,590	-	△145,030	△145,030
合計		445,590	-	△145,030	△145,030

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 株式関連

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位: 千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	トータル・リターン・ス ワップ取引	投資有価証券	500,000	-	△352,610
合計			500,000	-	△352,610

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位: 千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	トータル・リターン・ス ワップ取引	投資有価証券	300,000	300,000	△354,372
合計			300,000	300,000	△354,372

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度では、キャッシュバランスプランを採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付引当金(簡便法)の期首残高と期末残高の調整表

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首における退職給付引当金	122,026	109,482
退職給付費用	17,538	18,702
退職給付の支払額	△30,081	△18,424
制度への拠出額	-	-
期末における退職給付引当金	109,482	109,761

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	109,482	109,761
未積立退職給付債務	109,482	109,761
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	109,482	109,761
退職給付引当金	109,482	109,761
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	109,482	109,761

(3) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	17,538	18,702

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 51,033千円、当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 53,063千円であります。

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	611,148	582,606
退職給付引当金	33,523	34,596
未払事業税	39,319	-
差入保証金	17,758	20,361
未払費用	13,620	15,020
繰延ヘッジ損益	107,969	111,698
その他	794	820
繰延税金資産小計	824,135	765,103
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	824,135	765,103
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	△14,832
従業員長期貸付金	△8,701	△2,059
その他有価証券評価差額金	△109,777	△115,548
繰延税金負債合計	△118,478	△132,441
繰延税金資産の純額	705,656	632,662

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	40.85%	17.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	△28.83%
住民税均等割	0.01%	0.02%
評価性引当額の増減	-	-
その他	△1.80%	△1.96%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.68%	16.95%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年

度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
業務受託報酬	5,068,109	1,986,026
委託者報酬	1,665,725	1,691,464
運用受託報酬	1,040,428	1,212,419
投資助言報酬	157,514	145,753
その他営業収益	152,807	191,132
合計	8,084,584	5,226,796

※ 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	韓国	合計
2,750,945	5,218,457	115,181	8,084,584

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シー	5,068,109	投資運用業

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	韓国	合計
3,022,054	2,099,193	105,548	5,226,796

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ニューバーガー・パーマン・グループ・エル・エル・シー	1,986,026	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューバ ーガー・ パーマ ン・グルー プ・エル・ エル・シ ー	米国デラ ウェア州	636,922 千米ドル	持株会社	間接 100	株式の保 有等	業務受託 報酬の受 取り	5,068,109	関係会社 未収入金	1,063,141
							ファントム ユニット関 連費用の 支払い	1,602,750	関係会社 未払金	168,490
							トータル・ リターン・ スワップ	6,194	デリバティ ブ債務	361,467

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューバ ーガー・ バーマ ン・グルー プ・エル・ エル・シ ー	米国デラ ウェア州	642,144 千米ドル	持株会社	間接 100	株式の保 有等	業務受託 報酬の受 取り	1,986,026	関係会社 未収入金	614,785
							ファントム ユニット関 連費用の 支払い	△1,105,5 14	関係会社 未払金	244,823
							トータル・ リターン・ スワップ	17,815	デリバティ ブ債務	499,403

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(2)役員

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡田 洋隆	-	-	当社取締役	-	-	親会社キ ャピタル ユニット 購入資金 の貸付金 回収	14,582	-	-
役員	平田 貴樹	-	-	当社取締役	-	-	親会社キ ャピタル ユニット 購入資金 の貸付け	-	従業員長 期貸付金	18,994

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、市場金利を勘案した個別契約により決定しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	平田 貴樹	-	-	当社取締役	-	-	親会社キ ャピタル ユニット 購入資金 の貸付け	-	従業員長 期貸付金	14,937

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 上記の取引については、市場金利を勘案した個別契約により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

- ・ニューパーガー・パーマン・アジア・ホールディングスII・エル・エル・シー(非上場)
- ・ニューパーガー・パーマン・グループ・エル・エル・シー(非上場)
- ・エヌビーエスエイチ・アクイジション・エル・エル・シー(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	6,829,917.51円	8,708,323.34円
1株当たり当期純利益	921,295.76円	1,869,131.73円

※ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。1株当たり
当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	423,796	859,800
普通株主帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	423,796	859,800
普通株式の期中平均株式数(株)	460	460

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月10日

ニューバーガー・バーマン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

松 井 貴 志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニューバーガー・バーマン株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニューバーガー・バーマン株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1)貸借対照表

(単位:千円)

科目	中間会計期間末 (2026 年 6 月 30 日)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	2,434,344
前払費用	67,500
未収委託者報酬	915,773
未収運用受託報酬	343,840
未収投資助言報酬	49,328
未収収益	67,486
関係会社未収入金	363,414
立替金	146,551
流動資産計	4,388,240
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	285,680
器具及び備品	234,137
リース資産	7,366
減価償却累計額	△352,883
有形固定資産計	174,300
投資その他の資産	
関係会社株式	163,073
関係会社出資金	221,000
投資有価証券	1,585,870
従業員長期貸付金	169,632
差入保証金	263,007
繰延税金資産	632,347
投資その他の資産計	3,034,930
固定資産計	3,209,231
資産合計	7,597,472

(単位:千円)

科目	中間会計期間末 (2026 年 6 月 30 日)
(負債の部)	
流動負債	
前受収益	156,750
未払手数料	108,320
関係会社未払金	5,222
未払費用	44,122
未払賞与	1,234,169
未払法人税等	103,811
未払消費税等	49,136
預り金	221,721
デリバティブ債務	293,225
リース債務	1,475
流動負債計	2,217,954
固定負債	
退職給付引当金	109,927
賞与引当金	337,479
デリバティブ債務	520,259
固定負債計	967,666
負債合計	3,185,621
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	128,000
資本剰余金	
資本準備金	128,000
資本剰余金計	128,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,146,948
利益剰余金計	4,146,948
株主資本計	4,402,948
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	365,175
繰延ヘッジ損益	△356,273
評価・換算差額等計	8,902
純資産合計	4,411,850
負債・純資産合計	7,597,472

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

科目	中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
営業収益	
業務受託報酬	397,678
委託者報酬	915,157
運用受託報酬	798,965
投資助言報酬	83,070
その他営業収益	89,136
営業収益計	2,284,008
営業費用	
支払手数料	87,820
広告宣伝費	22,269
調査費	65,249
委託計算費	31,626
通信費	10,553
印刷費	9,337
協会費	3,737
図書費	17,982
諸会費	3,469
営業費用計	252,046
一般管理費	
役員報酬及び給料手当	821,705
賞与	1,170,489
その他給与	△1,036,614
法定福利費	119,216
福利厚生費	22,227
退職給付費用	59,076
交際費	24,061
寄付金	922
旅費交通費	30,890
租税公課	26,623
不動産賃借料	147,570
不動産関係費	10,140
減価償却費	17,430
敷金償却費	3,300
業務委託費	81,929
消耗品費	5,161

(単位:千円)

科目	中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
備品費	1,013
銀行手数料	1,308
採用費	17,700
保険料	25,061
教育費	1,574
会議費	4,397
諸経費	953
一般管理費計	1,556,139
営業利益	475,823
営業外収益	
受取利息	10,715
受取配当金	161
投資有価証券売却益	427
投資有価証券運用益	144,603
雑収入	5,532
営業外収益計	161,440
営業外費用	
支払利息	0
為替差損	4,884
デリバティブ取引評価損	148,194
営業外費用計	153,080
経常利益	484,183
税引前中間純利益	484,183
法人税、住民税及び事業税	78,844
法人税等調整額	-
中間純利益	405,338

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	128,000	128,000	3,741,610	3,997,610
当中間期変動額				
中間純利益			405,338	405,338
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	405,338	405,338
当中間期末残高	128,000	128,000	4,146,948	4,402,948

(単位:千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	250,892	△242,674	8,218	4,005,828
当中間期変動額				
中間純利益				405,338
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)	114,283	△113,599	683	683
当中間期変動額合計	114,283	△113,599	683	406,022
当中間期末残高	365,175	△356,273	8,902	4,411,850

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております

リミテッド・パートナーシップへの出資

リミテッド・パートナーシップ契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

器具及び備品 3～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、中間会計期間末における退職給付債務(簡便法による中間会計期間末自己都合要支給額)を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 業務受託報酬

・ 当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、当社がグループ会社に投資信託、投資顧問及び投資助言関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回又は年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

投資顧問契約に基づき、一定額又は契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年2回又は年1回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言契約に基づき、契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって年4回又は年2回受け取ります。期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) その他営業収益

ファンドの紹介に関する契約書に基づき、コミットメント額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受け取ります。契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 トータル・リターン・スワップ

ヘッジ対象 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

将来の価格変動によるリスクの軽減を目的としているため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	460	-	-	460

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

従業員の送迎に使用する社用車であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間会計期間末(2026年6月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上 額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	844,901	844,901	-
資産計	844,901	844,901	-
デリバティブ取引 ※3	△813,484	△813,484	-

※1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、関係会社未収入金、立替金、未払手数料、関係会社未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上するリミテッド・パートナーシップへの出資については、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間会計期間末(千円)
子会社株式	163,073
関係会社出資金	221,000
リミテッド・パートナーシップ持分	740,969

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

中間会計期間末(2026年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	844,901	-	844,901
資産計	-	844,901	-	844,901

デリバティブ取引 株式関連	-	△813,484	-	△813,484
負債計	-	△813,484	-	△813,484

※ 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託であります。基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

中間会計期間末(2026年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 子会社株式(2026年6月30日)

市場価格のない株式等

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	163,073
合計	163,073

2. その他有価証券(2026年6月30日)

(単位:千円)

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他	843,102	309,642	533,460
	小計	843,102	309,642	533,460
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	1,798	2,000	△201
	小計	1,798	2,000	△201
合計		844,901	311,642	533,258

※ 関係会社出資金及びリミテッド・パートナーシップ持分については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含まれておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

中間会計期間末(2026年6月30日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータル・リターン・ス ワップ取引	445,590	-	△293,225	△293,225
合計		445,590	-	△293,225	△293,225

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 株式関連

中間会計期間末(2026年6月30日)

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	トータル・リターン・ス ワップ取引	投資有価証券	300,000	300,000	△520,259
合計			300,000	300,000	△520,259

(資産除去債務関係)

中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

当社は、本社オフィスの貸借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、定期建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち中間会計期間の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
業務受託報酬	397,678
委託者報酬	915,157
運用受託報酬	798,965
投資助言報酬	83,070
その他営業収益	89,136
合計	2,284,008

※ 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当中間会計期間及び当中間会計期間末日後の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

(単位:千円)

日本	米国	韓国	合計
1,768,685	451,018	64,305	2,284,008

※ 顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シー	397,678	投資運用業

(1株当たり情報)

	中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり純資産額	9,590,980.17円
1株当たり中間純利益	881,170.29円

※ 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益(千円)	405,338
普通株主帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	405,338
普通株式の期中平均株式数(株)	460

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2026 年 9 月 17 日
作成基準日 2026 年 9 月 10 日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
お問い合わせ先 コンプライアンス部